

第2章 計画の基本理念と施策の方向性

1 基本理念

「すべての こども・若者の権利が守られ、
それぞれのしあわせを思い描くことができる、
そして 叶えることができるまちの実現」

一人ひとりのこども・若者が、自分の幸せを考え、探求できる、こども・若者の成長を後押しできるまちを目指し、その実現に取り組んでいきます。その根底にある考え方は、常に「こども・若者の最善の利益」を第一に考え（こどもファースト）、こども・若者の人格と個性が尊重され、権利（こどもの権利条約では「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）が守られることです。

そして、こども・若者に関する施策を着実に推進することで、それぞれの幸せ（ウェルビーイング）を思い描くことができる環境、そして、その幸せを叶えられるまちの実現を目指します。

2 施策の方向性

「こども・若者計画」を、大人中心の社会からこどもまんなか社会への転換の出発点とし、動きを創り出す取組へと発展させていく必要があります。

こども・若者は地域社会で今を生きるだけでなく、これからの地域社会の担い手でもあります。こども・若者が自分たちに関わることについて意見を持ち、決めることができる権利（参加する権利）の主体者であることを学び、実際の参画につなげていくことが重要です。

また、こども・若者を支える全ての人々が、しっかりとそのことを認識することも必要です。

こども・若者の意見を聴き、その意見をまちづくり施策に反映できるよう、意見を集約する多様な場を創出します。

地域・産学官が連携して多様な体験・経験ができる空間の創出により、こども・若者にとっての居場所の充実を図ります。こども・若者の参画を得ることで、地域への愛着形成や、まち全体でのこども・若者の居場所づくりを推進し、自らの可能性に果敢に挑戦する心を育みます。

また、どのような環境に置かれたこども・若者であっても、人権を侵されたり、いじめ等の被害に遭ったりすることはあってはならないことです。そのため、加害の防止、相談・被害を申告しやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動により、こども・若者の生きる力・心の安全基地を育みます。

家庭環境に困難を抱える特定妊婦など当事者が必要としている支援に確実につなげることができるよう、切れ目のない伴走型の支援体制の拡充を図ります。

子育て当事者の誰もが、子育てにおいて困難な状況に陥ることが無縁ではないという認識の下、子育て家庭の支援ニーズを把握し身近な地域で安心して生活できる環境を整備します。

また、家庭における養育環境が十分機能していないことによる様々な悩みや不安を包括的に受け止め、養育者に頼れないこども・若者を地域で支える体制の構築を目指します。

なお、これらの取組を進めていくにあたっては、教育機関をはじめとする、こども・若者に関わる全ての機関と強固に連携・協力していきます。

そして、今後、人口減少が加速する中においても、各種取組を持続可能なものとするため、国が掲げる財政措置を活用するとともに、県のこども・若者計画を勘案し、国や県と連携しながら効果的、効率的に推進します。また、市の取組に賛同する企業や団体、個人からの寄附金を受け入れる新たな基金の創設を検討するなど、財源の確保に努めていきます。

3 重点的に取り組む事業

こども・若者が、それぞれの幸せ(ウェルビーイング)を実現できるよう、本計画期間では、こども・若者が権利の主体者として自由に意見を述べ、社会参画ができる仕組みや、安心して過ごせる居場所の充実、体験を通じた経験を得る機会を構築するための事業を重点事業に位置づけ、優先的に取り組んでいくこととします。

4 施策の体系

